

消費者基本計画（改定原案） 新旧対照表

消費者庁案
(各省協議中)

(下線部分は変更部分)

変更前（旧）	変更後（新）
第1 「消費者基本計画」策定の趣旨～消費者政策の新たなステージ～ (略)	第1 「消費者基本計画」策定の趣旨～消費者政策の新たなステージ～ (略)
第2 消費者政策の基本的方向 (略)	第2 消費者政策の基本的方向 (略)
1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 (略)	1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 (略)
2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上 (1) 地方公共団体への支援・連携 消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。 <u>その際、「集中育成・強化期間」（平成21年度～23年度）における積極かつ集中的な取組を行いつつ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。</u> ＜重点的な取組＞ ○ 「 <u>地方消費者行政の充実・強化のためのプラン</u> 」に基づく施策の推進、 「 <u>集中育成・強化期間</u> 」後に向けた取組を実施します。	2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上 (1) 地方公共団体への支援・連携 消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。 <u>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その目指す姿や国による支援の在り方について地方公共団体や消費者委員会等の意見を踏まえて「<u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u>」として取りまとめ、引き続き、その充実・強化に取り組みます。</u> ＜重点的な取組＞ ○ 「 <u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u> 」を取りまとめ、これに基づく施策を実施します。

変更前（旧）	変更後（新）
<p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 行政組織体制の充実・強化</p> <p>政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p>消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が發揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p>また、国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化することを含め、法人の在り方をさらに検討します。</p>	<p>○ 「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 行政組織体制の充実・強化</p> <p>政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p>消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p>国民生活センターについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する」ととされました。</p> <p>現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、</p> <p>(1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方</p> <p>(2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。</p> <p>3 経済社会の発展への対応</p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p>3 経済社会の発展への対応 (略)</p>	(略)
<p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視 (略)</p>	<p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視 (略)</p>

変更前（旧）				変更後（新）			
【具体的施策】 今後5年間に講すべき具体的施策は、以下のとおりです。				【具体的施策】 今後5年間に講すべき具体的施策は、以下のとおりです。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。 <u>②直ちに検討を開始します。</u> <u>③一部実施済み</u> <small>(注1)</small><u>。また、適格消費者団体への設置については、平成23年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。</u></p>	1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。 <u>②引き続き検討を行います。</u> <u>③一部実施済み</u> <small>(注1)</small><u>。引き続き追加配備を実施します。</u></p>
2～3	(略)			2～3	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。</p> <p>公表する事故情報の範囲等の拡大は平成22年度に一部実施済み。</p>	4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p> <p><u>消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</u></p>	消費者庁 関係省庁等	<u>継続的に実施します。</u> <u>なお、公表する事故情報の範囲等の拡大については平成22年度に一部実施済み。</u>
5	<u>高齢者被害、出資トラブルなどこれから日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。</u>	消費者庁	<u>直ちに着手し、継続的に実施します。</u>	5 ・ 6	<u>消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイマーに行います。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>
6	<u>PIO-NET等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイマーに行います。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>				

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<u>前段については、リコール情報提供するサイトの改善を引き続き実施します。後段は、引き続き検討を進め、平成24年度までに結論を得ます。</u>	7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<u>一部実施済み（注7）。サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</u>
8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p><u>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施します。</u></p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。	8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p><u>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</u></p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。
9～10	(略)			9～10	(略)		

(注7) リコール情報一元化システムを構築し運用を開始。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
11	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁	<u>継続的に実施します。</u>	11	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等	<u>一部実施済み（注11）。引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。</u>
<p style="text-align: center;">(注 11) GHSに基づく化学物質等安全データシート (MSDS) (JIS Z7250) 及びラベル表示 (JIS Z7251) に係る二つの JIS を統合するとともに、最新の GHS と整合させ、平成 23 年度末に新たな JIS (JIS Z7253) として公示。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。				イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12～13	(略)			12～13	(略)		
13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>体制整備について、平成23年度中に必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。</u>	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>一部実施済み（注13-2）。</u> <u>引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。</u>
13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	<u>速やかに検討を行い、施策番号13-2の体制の整備に反映します。</u>	13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	<u>一部実施済み（注13-2-2）。</u> <u>引き続き体制整備について、施策番号13-2と合わせて必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。</u>

(注13-2) 平成24年2月14日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

(注13-2-2) 平成24年2月14日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	<u>平成23年度中に 必要な検討を開始します。</u>	13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	<u>引き続き検討を行います。</u>
(新設)				13-4	<u>食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>
14～ 19	(略)			14～ 19	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。				ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	<u>継続的に実施します。</u>	20	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> <u>(注20) (P)。</u> <u>継続的に実施します。</u>
21～ 22	(略)			21～ 22	(略)		
23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	<u>リスク評価機関の機能強化については、平成22年度における施策の実施状況等を踏まえ</u> <u>(注23)、平成23年度においても、継続的に取組を実施します。</u> リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。	23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	<u>リスク評価機関の機能強化については、平成23年度における施策の実施状況を踏まえ、平成24年度においても、継続的に取組を実施します。</u> リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。
(注23) 平成22年度中にガイドラインの作成等を実施。				(注20) 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を改定 (P)。			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
24	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>	農林水産省	<p>前段について、継続的に実施します。（平成 22 年 10 月施行）</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>	24	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>	国税庁 農林水産省	<p>前段について、継続的に実施します。（平成 22 年 10 月施行）</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>
25	(略)			25	(略)		
26	<p><u>食品製造事業者の中规模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。</u></p>	農林水産省	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。	26	<p><u>食品製造事業者の中规模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、零細規模層に対し、HACCP 手法導入の前提となる一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。</u></p>	農林水産省	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
27～34	(略)			27～34	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。				エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
35	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	<u>財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じます。</u>	35	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	<u>実施済み^(注35)。</u>
36	(略)			36	(略)		
37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>おおむね2年ごとに1製品群につき作成します。（「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成22年度中に作成します。）</u>	37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>必要に応じて、製品群ごとに作成します。</u>
(新設)				37-2	<u>違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の撲滅に向けて、取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。</u>	関係省庁等	<u>引き続き実施します。</u>
38	(略)			38	(略)		
<u>(注35) 平成24年2月14日、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</u>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。	厚生労働省	継続的に実施します。	39	① エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。 ② <u>施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備します。</u>	厚生労働省	継続的に実施します。
(新設)				39-2	<u>美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、必ず施術の前に患者に説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を行います。</u>	厚生労働省	<u>直ちに検討に着手します。</u>
(新設)				39-3	<u>まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。</u>	厚生労働省	<u>できる限り早期に結論を得ます。</u>
40	(略)			40	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。				(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41	<u>高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。</u>	消費者庁	継続的に実施します。	41	<u>高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。</u>	消費者庁	継続的に実施します。
41-2	(略)			41-2	(略)		
	(新設)			41-3	<u>特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。</u>	消費者庁	<u>平成 24 年度上半期を目途に検討を行い、対応します。</u>
42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	<u>平成 22 年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。</u>	42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	<u>消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。</u>
43	(略)			43	(略)		
44	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。	消費者庁 国土交通省	<u>省令・通達で対応可能な措置は平成 23 年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じます。法的措置については平成 23 年度中に検討し結論を得ます。</u>	44	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。	消費者庁 国土交通省	<u>実施済み。（宅地建物取引業法施行規則の改正の措置等を行った。）</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
44-2	<p>① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>	消費者庁 警察庁 経済産業省	<u>①平成 23 年度中できる限り早期に措置を講じます。</u> <u>②平成 23 年度中に検討し結論を得ます。</u>	44-2	<p>① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>	消費者庁 警察庁 経済産業省	<u>①実施済み。（被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取を行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。）</u> <u>②一部実施済み（注 44-2）。</u>
45～52	(略)			45～52	(略)		
53	<p><u>賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。</u></p>	消費者庁 国土交通省	<u>法案の成立・施行後、直ちに着手し、継続的に実施します。</u>	53	<p><u>家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討します。</u></p>	消費者庁 国土交通省	<u>検討の結果、可能なものから逐次実施します。</u>

(注 44-2) 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
54	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。	国土交通省	<u>いざれも、平成23年度内の公表を目指します。</u>	54	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。	国土交通省	<u>実施済み。（「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂及び「賃貸住宅標準契約書」の改訂を行い、その公表を行った。）</u>
55	<u>既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。</u>	国土交通省	継続的に実施します。	55	<u>既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。</u>	国土交通省	継続的に実施します。
56～57	(略)			56～57	(略)		
58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	<u>継続的に実施します。</u>	58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	<u>実施済み。（法改正を行うとともに周知を行うこととした。）</u>
(新設)				58-2	<u>有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。</u>	厚生労働省	<u>引き続き検討します。</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
59	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。	国土交通省 (観光庁)	継続的に実施します。	59	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。	国土交通省 (観光庁)	実施済み。 (違反した旅行業者の処分・指導内容等をホームページにより情報提供を図った。)
60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。	60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	一部実施済み (注 60)。継続的に実施・引き続き検討します。
(新設)				60-2	C02排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	直ちに検討に着手します。
<hr/> <p>(注 60) 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
61	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	<u>過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。</u>	61	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	<u>実施済み。 (マルチ取引に係る実態調査を実施し、その結果等を踏まえ、消費者に注意喚起を行っている。)</u>
62～ 63	(略)			62～ 63	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。</u></p>	金融庁 財務省	<u>前段について、継続的に実施します。</u> 後段について、引き続き検討します。	64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図ること等により、返金率の向上に努めます。</u></p>	金融庁 財務省	<u>一部実施済み（注64）。</u> 後段について、引き続き検討します。
65～ 67	(略)			65～ 67	(略)		

(注 64) 最終とりまとめの提言を踏まえ、預保納付金の具体的使途を規定した主務省令を制定した。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
(新設)				67-2	<p><u>公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策に取り組みます。</u></p> <p><u>①所管省庁における公共料金に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</u></p> <p><u>②公共料金の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u></p> <p><u>③据え置きが続いている公共料金を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</u></p>	<p>消費者庁 消費者委員会 警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p><u>速やかに着手し、継続的に実施します。</u></p>
68	(略)			68	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69～70	(略)				(略)		
71	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	消費者庁 農林水産省	継続的に実施します。(平成23年7月施行)	71	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	消費者庁 国税庁 農林水産省	継続的に実施します。(平成23年7月施行)
72	食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、アドバイザーの育成等を行います。	農林水産省	<u>継続的に実施します。</u>	72	食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、アドバイザーの育成等を行います。	農林水産省	<u>実施済み。</u> <u>(業界関係者を対象とした研修会等について、実施予定に沿った取り組みを実施することができた。)</u>
73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	施策を一部実施済み ^(注73) 。 <u>平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。</u>	73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	施策を一部実施済み ^(注73) 。 <u>引き続き検討します。</u>
(注73) トランス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。				(注73) トランス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。平成23年8月に、「栄養成分表示検討会報告書」を取りまとめ。			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
74	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	消費者庁	<u>直ちに検討に着手します。</u>	74	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	消費者庁	<u>実施済み。(Q&A 等を改正し、食品の期限表示制度の改善方策のための措置を図るとともに、全国食育大会、講演等において期限表示の普及啓発を実施。)</u>
75～ 86	(略)			75～ 86	(略)		
(新設)				86-2	<u>放射線測定器について、日本工業規格(JIS)に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保するとともに、これを計量法の規制対象に加えることによる効果や課題等について検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講じます。</u>	経済産業省	<u>継続的に実施します。</u>

変更前（旧）				変更後（新）				
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	
(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。					(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。			
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 <u>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</u>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> (注 87) <u>継続的に実施します。</u>	87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 <u>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。(P)</u>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> (注 87) <u>消費者教育推進会議の取りまとめ結果</u> （平成 24 年 4 月 6 日）を踏まえ、 <u>継続的に実施します。</u>	
88～ 90	(略)			88～ 90	(略)			
(注 87) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催				(注 87) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催し、平成 24 年 4 月 6 日に報告書取りまとめ。				

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
91	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。	消費者庁 文部科学省	<u>一部実施済み</u> ^(注91) 。 <u>指針の普及・啓発を継続的に実施します。</u>	91	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。	消費者庁 文部科学省	<u>実施済み。</u> (平成 23 年 3 月に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、全国の都道府県及び市町村教育委員会並びに大学、短期大学、高等専門学校に配付。)
92	(略)			92	(略)		
(注 91) 平成 22 年度に指針を作成。							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
イ 93	学校における消費者教育を推進・支援します。 新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。 <u>また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。</u>	文部科学省	継続的に実施します。	イ 93	学校における消費者教育を推進・支援します。 新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。 <u>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。</u>	文部科学省	継続的に実施します。
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> <u>(注 94)</u> 。 継続的に実施します。	94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> <u>(注 94)</u> 。 継続的に実施します。
95	(略)			95	(略)		
(注 94) 平成 22 年度に担当省庁等において教材等を作成。				(注 94) 平成 22 年度、平成 23 年度に担当省庁等において教材等を作成。			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	(略)				(略)		
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <small>(注97)</small> 。 継続的に実施します。	97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <small>(注97)</small> 。 継続的に実施します。
98	(略)				(略)		
<small>(注97) 平成22年11月より消費者教育推進会議を開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育普及のためのイベントを開催（平成23年2月）。</small>				<small>(注97) 平成22年11月より開催している消費者教育推進会議を継続して開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（東京、岐阜）。</small>			

変更前（旧）				変更後（新）			
エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。				エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
99～ 107	(略)			99～ 107			
(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保							
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)			108 ～ 109	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。				(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	<u>平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出を目指します。</u>	110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	<u>一部実施済み（注 110-1）。</u> <u>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に法案を得て、国会へ法案を提出することを目指します。</u> <u>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い（注 110-2）、平成 24 年度中を目途に取りまとめます。</u>
111	(略)			111	(略)		

(注 110-1) 平成 24 年 2 月 14 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

(注 110-2) 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
112	<u>自殺の多くは、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的な問題が背景にあり、防ぐことができるものです。そのため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」等に基づき、広報・啓発活動の実施、各種相談対応の充実・強化、ゲートキーパーの育成・拡充、地域の実態を踏まえたきめ細かな対策の支援等、自殺対策の一層の強化を図ります。</u>	内閣府	継続的に実施します。	112	<u>自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、新たな「自殺総合対策大綱」(P)に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。</u>	内閣府	継続的に実施します。

変更前（旧）				変更後（新）			
<p>イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。</p>							
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
113 ～ 116	(略)			113 ～ 116	(略)		
117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。</p>	国土交通省	継続的に実施します。	117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。
118 ～ 120	(略)			118 ～ 120	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）				
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	
2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上	<p>(1) 地方公共団体への支援・連携 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。</p>				<p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p>(1) 地方公共団体への支援・連携 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施する等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p>			
121	<p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。</p> <p>また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p>	消費者庁	<p>前段については、一部実施済み<small>(注121)</small>。また、「プラン」に基づく施策については、平成22年度に引き続き実施します。</p> <p>後段については、引き続き実施します。</p>	121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。</p> <p>② 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>④ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>⑤ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方にについて、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>①実施済み。 ②継続的に実施します。 ③及び④:引き続き実施します。 ⑤及び⑥:引き続き検討します。</p>	
122	<p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方にについて、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。</p>					

変更前（旧）			変更後（新）			
	なども参考とし、全般的に検討を行います。		⑥ 「地方消費者行政活性化基金」終了 ^(注122) 後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。			
	(新設)		122 -2 消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	消費者庁	平成24年夏を目途に、今後の方向性について一定の結論を得た上、さらに検討を進めます。	
123 ～ 126	(略)		123 (略) ～ 126			
(注121) 地方消費者行政活性化基金について、消費生活相談員の待遇改善へ活用可能とするなど、その運用の見直しを実施。						(注122) 平成24年度（被災4県については平成25年度）まで延長。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
(2) 消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。				(2) 消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。			
127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>平成 24 年 9 月までに実施します。</u>	127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>一部実施済み（注 127）。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。</u>
128	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO-NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。	消費者庁	<u>PIO-NET 端末の設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。その他については、継続的に実施します。</u>	128	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO-NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。	消費者庁	<u>適格消費者団体への PIO-NET 端末の設置については、地方公共団体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進めます。その他については継続的に実施します。</u>
129	(略)			129	(略)		
<u>(注 127) 平成 24 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。</u>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。				(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。			
130 ～ 132	(略)			130 ～ 132	(略)		
(4) 行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。				(4) 行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
133	(略)			133	(略)		
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。</u> <u>結果を踏まえ必要な措置を講じます。</u>	134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>平成 24 年度においても引き続き点検・評価を実施します。</u> <u>結果を踏まえ必要な措置を講じます。</u>
135 ～ 139	(略)			135 ～ 139	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）				
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	
140	(略)				(略)			
141	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。				身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。			
142	カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。				カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。			

(注 141) 化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質（平成 23 年度は 40 物質を新たに追加）について、化学物質ファクトシートとして情報を整備。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
143 ～ 152	(略)			143 ～ 152	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策について的確に対応します。				(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策について的確に対応します。			
153	(略)			153	(略)		
153-2	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営</p>	消費者庁 総務省 経済産業省	<p>①及び⑤：平成23年度中に開始します。 ②平成23年度中に実施します。 ③継続的に実施します。 ④平成23年度中に着手します。</p>	153-2 171	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営 ⑥二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>	消費者庁 総務省 経済産業省	<p>①実施済み（注153-2①）。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み（注153-2②）。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み（注153-2④）。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>

（注153-2①） 決済代行登録者制度の運用を開始。

（注153-2②） 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

（注153-2④） 消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
(新設)				153 -3	医療法に基づく広告規制の在り方について、患者（消費者）に適切な情報を提供する観点から、医療機関のホームページ上の表示の改善を図るため、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の取組を促します。	厚生労働省	平成 24 年度中に指針を整備します。
154	① 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ② 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	消費者庁 総務省	①検討の結果 <small>(注 154)</small> を踏まえ、平成 23 年度中に、所要の措置を講じます。 ②継続的に実施します。	154	① 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ② 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	消費者庁 総務省	①実施済み。 <small>(「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正。)</small> ②継続的に実施します。
155	(略)			155	(略)		
156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	平成 23 年度に実施します。	156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	平成 24 年度に実施します。

(注 154) 「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」(平成 22 年 9 月以降開催)における提言。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
157	<p>① フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。</p> <p>② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>③ フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。</p>	警察庁 総務省 経済産業省	<p>①平成 23 年度に実施します。</p> <p>②継続的に実施します。</p> <p>③平成 23 年秋を目途に活動方法の考え方に関する結論を得て、平成 24 年度からの実施を目指します。</p>	157	<p>① フィッシング等により他人の識別符号を不正に取得する行為が多発していることから、改正後の不正アクセス行為等の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対する情報提供等を推進し、引き続き不正アクセス事犯の取締り及び注意喚起を推進する。</p> <p>② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>③ フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。</p>	警察庁 総務省 経済産業省	<p>①平成 24 年度に実施します。</p> <p>②及び③:継続的に実施します。</p>
158	(略)			158	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
159	近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによるICTメディアの健全な利用を促進するため、ICTメディアアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICTメディアアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図ります。	総務省	<u>継続的に実施します。</u>	159	近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによるICTメディアの健全な利用を促進するため、ICTメディアアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICTメディアアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図ります。	総務省	<u>実施済み。</u> <u>(「ICTメディアアリテラシー育成プログラム」の開発・公開。)</u>
160 ～ 166	(略)			160 ～ 166	(略)		
167	テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度等について検討を行います。 有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。	総務省	<u>法案の成立後、直ちに着手します。</u>	167	テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度等について検討を行います。 有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。	総務省	<u>実施済み。</u> <u>(放送番組の種別とその放送時間の公表及び有料放送契約における消費者保護に関する制度を整備した。)</u>

変更前（旧）				変更後（新）				
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	
(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。					(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。			
168 ～ 170	(略)			168 ～ 170	(略)			
171	<u>越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。</u>	消費者庁 経済産業省	<u>引き続き検討を行います。</u>	171	<u>(施策番号 153-2 に統合)</u>			